

第65回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成28年9月20日(火) 午後2時00分
- 2 開会の日時 平成28年9月20日(火) 午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成28年9月20日(火) 午後2時53分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数40名 出席34名 欠席 6名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	出席	22	井上 利明	出席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	出席
4	小橋 秀臣	欠席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	出席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	出席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	出席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	欠席	29	宮武 博	出席
10	川上 敬三	出席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	欠席
12	中尾 稜	欠席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	欠席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	欠席	35	岩藤 佐知子	出席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	出席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	出席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	出席

6 農業委員以外の出席者

事務局 局長 山神 一正 参事 箕浦 勝宏 次長 真田 明彦
 課長 万代 幸男 副専門監 浦田 隆次 課長補佐 佐藤 孝司
 係長 難波 仲広 副主査 原田 実

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
- (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について（事務局長専決）
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について（事務局長専決）
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 - (5) 農地改良届について
 - (6) 転用事業計画変更承認届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

11番：高木 友好 30番：左山 秀夫

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第65回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。11番 高木 友好委員、30番 左山 秀夫委員にお願いします。

 それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

難波係長 （議案訂正の説明）

 8月の転用許可分については、諮問案件がありませんでしたので、総会後に許可指令書を交付しています。

議 長 第1号議案、農地関係申請等についてを上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1ページ1番、受人は芳賀に居住し、約63アールの農地を耕作する農業

者で、増反により佐山の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は田益に居住し、約14アールの農地を耕作する農業者で、その位置、面積、形状から見て隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難な農地である、田益の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題はありません。下限面積については、取得後30アールに達しませんが、申請地は農地法施行令第2条第3項第2号の、下限面積の例外事由である「隣接地所有者である受人でなければ利用困難な農地」に該当すると考えられます。よって許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番と2番の2件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 3番、受人は足守に居住し、約75アールの農地を耕作する農業者で、増反により、下足守の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は東山内に居住し、約32アールの農地を耕作する農業者ですが、東山内の田について、共有者の持分を取得し、単独所有にするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 3番と4番の2件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 5番、受人は北区御津草生に事務所を置き、約6.5ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、御津草生の借入れている田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、適格法人の要件を満たすこと、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は南区洲崎に居住し、約69アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町市場の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 5番と6番の2件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 7番、受人は藤田に居住し、世帯で約88アールの農地を耕作する農業者で、同居の母親からの経営移譲により藤田の田に5年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は郡に居住し、約58アールの農地を耕作する農業者で、増反により郡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は郡に居住し、約32アールの農地を耕作する農業者で、増反により郡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は中畦に居住し、世帯で約2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、同居の父親から経営移譲により中畦の田及び畑を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 7番から10番までの4件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)は、中・中央地区1番から南区10番までの10件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)についてはそのように決定いたします。

議長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 2ページ1番、転用目的は、農業用施設で菌床栽培施設です。

申請人は、学南町一丁目に居住する農業兼建設業者で、申請地で果樹栽培を行っていましたが、思うように収穫ができないため、収益をあげるため、しいたけの菌床栽培施設を設置しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、5条申請2番と一体案件です。転用目的は農家住宅です。平成27年11月に農振除外済みの案件です。

申請人は芳賀に居住する農業者で、芳賀の妻の実家に家族9人で住んでいますが、家財道具も増え、住居が手狭となったため、実家に近く耕作にも都合の良い自己所有地と5条申請の妻の祖父の所有地とあわせた申請地に、農家住宅

を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、5条申請4番と一体の案件です。転用目的は貸露天駐車場です。また、4条申請は一時転用で、転用期間は許可日から3年間です。

申請人は、申請地の隣接地に事務所がある建設会社から、社員及び来客用の駐車場が不足しており、借入の要望があったため、5条申請地と併せて露天駐車場に転用し、会社へ貸し付けるものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の様をお願いします。

須々木委員 1番から3番までの3件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 4番、転用目的は貸露天駐車場の一時転用です。申請人は内尾に居住する農業者ですが、申請地の隣接に化成工場があり、法人から景気回復に伴い従業員を増員したことから従業員駐車場が不足しており、申請地を駐車場として借り受けたいとの申し出があったため、申請人が露天駐車場を設置し、法人へ貸し付けるものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は貸露天資材置場の一時転用です。申請人は妹尾に居住する農業者ですが、申請人所有の既存非農地を賃借し土木舗装業を営む法人から、事業拡大により資材置場が不足しており、隣接申請地を露天資材置場として敷地拡張し借り受けたいとの申し出があったため、申請人が露天資材置場を設置して法人に貸し付けるものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、5条申請26番と同時申請です。転用目的は農業用倉庫です。申請人は箕島に居住する農業者ですが、農業用倉庫がなく耕作機械の保管場所が必要であるため、耕作地の近くで営農に便利な自己所有の申請地と5条申請の隣接地とを合わせた敷地に農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、農業用施設であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は自己住宅です。平成28年5月に農振除外済の案件です。申請人は北区今保の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く母の面倒を見るにも適した自己所有の申請地に、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 4番から7番までの4件ですが、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)は、中・中央地区1番から南区7番までの7件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1番、転用目的は露天駐車場です。申請人は辛川市場に事務所を置く法人で、申請地近隣に自動生産ラインを製造する工場を持っていますが、工場近くで借りている従業員用駐車場を、契約期間満了に伴い返還しなければならないため、近接する申請地を所有権移転して、露天駐車場に転用するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、先ほど説明しました4条申請2番と一体案件です。転用目的は農家住宅です。平成27年11月に農振除外済みの案件です。

申請人は芳賀に居住する農業者で、芳賀の妻の実家に家族9人で住んでいますが、家財道具も増え、住居が手狭となったため、実家に近く耕作にも都合の良い申請地を妻の祖父から使用貸借し、4条の自己所有地とあわせて、農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は自己住宅です。申請人は横井上の借家に家族6人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭となったため、子供の学区が変わらず、生活環境の変わらない申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、4条申請3番と一体の案件です。転用目的は貸露天駐車場です。4条申請で露天駐車場を設置するにあたり、南側に農地利用困難な農地が残ることから、一体的に利用するため、取得しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は介護老人保健施設です。平成28年5月に農振除外済みの案件です。

申請人は檜津にある医療法人社団で、檜津・矢坂周辺で診療所及び介護老人保健施設を運営していますが、このたび、「岡山市第六期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく事業者として選定され、介護老人保健施設の設置を計画しました。申請地は、県道上芳賀岡山線に接し交通の便がよく、また当該法人が運営する医療施設にも近接し、密に連携がとれることから適地であると考え、これを所有権移転して施設を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。転用面積については、収容人数80人、駐車場台数52台の施設の規模から妥当な面積と考えられます。また被害防除計画等、他の一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は自己住宅です。申請人は吉備津のコーポに家族3人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭となったため、妻の実家に近く、両親の面倒もみやすい申請地を、妻の父から使用貸借して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から6番までの6件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで全件許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 7番、転用目的は駐車場への進入路です。申請人は本社を広島県安芸郡坂町に置き、申請地近隣で流通業務施設を営んでいます。当該法人は業績が順調に伸びており、この度新しく流通業務施設を設置することにしました。建設にあたり、従業員や車両の駐車場を整備する計画ですが、駐車場に行くために使用する道路の幅員が狭いことから、申請地を取得し道路を拡幅しようとするものです。

本申請は倉敷市分の同内容の農地転用と同時申請ですが、9月7日の倉敷市農業委員会の審議で、地元協議が不十分であることなどから保留となっており、一体の事業であるため、岡山市分の本申請も北・吉備地区協議会では保留としています。

8番、転用目的は一時転用から永久転用する露天駐車場です。平成28年5月に農振除外済みの案件です。

申請人は北区吉備津の宗教法人ですが、参詣者の駐車場が不足しているため、既存駐車場の隣接地を賃借して、拡張するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も

問題ないと考えます。

9番、転用目的は自己住宅です。申請人は北区富田のアパートに夫婦2人で生活していますが、住居が手狭なため、夫の勤務先や妻の勤務先、夫の実家、妻の実家の中央付近に位置し、高速道路のインターや国道180号線にも近く交通の便がよい申請地を所有権移転し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は自己住宅です。申請人は北区庭瀬の借家に家族5人で生活していますが、子どもが成長して住居が手狭になったため、妻の実家

に近く、祖母や両親の面倒を見るのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 7番から10番までの4件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、7番は保留意見で、他の3件は許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 11番、転用目的はコンビニエンスストアです。平成28年5月に農振除外済みの案件です。受人は東京都品川区に事務所を置きコンビニエンスストア等の経営を行う法人ですが、主要地方道妹尾・御津線に接し、近隣に集落・保育園・老人ホーム・御津工業団地があり、集客が見込める申請地を賃借し、コンビニエンスストアに転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、県道の沿道に位置する流通業務施設等に該当し例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は露天駐車場です。受人は北区御津野々口に事務所を置き不動産業を営む法人で、申請地近隣にコーポを所有していますが、夫婦での入居者が車を2台所有しているものが多く、駐車場が不足しているため、

申請地を取得して、コーポ入居者のための露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は建売住宅です。受人は北区御津野々口に事務所を置き不動産を営む法人ですが、学校施設、工業団地が近く国道53号線・スーパーなどの商店も近くにあるため、生活や通勤で利便性が高く、需要の多い申請地を所有権移転して建売住宅に転用しようとするものです。なお、御津地区内で申請地以外を探しましたが、他に適地がなかったとのこと。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は自己住宅です。受人は現在、北区建部町川口の妻の実家で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、子供の面倒をみてもらったり、将来両親の世話をするのに都合がよい申請地を義父から使用貸借し自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 11番から14番までの4件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 15番、転用目的は自己住宅です。申請人は高梁市の官舎に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近くなり、子育ての協力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され転

用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は自己住宅です。申請人は津山市の借家に家族3人で居住していますが、転勤のため現住居を退去し、実家に近く、子育ての協力を得やすい祖父所有の申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は露天資材置場の一時転用です。申請人は昭和61年に設立され、東畦に主たる事務所を置き、土木建築業を営む法人で、申請地の東側を資材置場として使用していますが、事業拡大により扱う資材が増加したことで、既存の資材置場では手狭となったため、隣接する役員所有の申請地を使用貸借して、既存の露天資材置場を敷地拡張し、一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、一時転用であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番から25番までの8件は、同じ地域の案件ですので、併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

18番、申請人は北区田中の官舎に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、の妻の勤務先に近くなり、これからの生活に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は北区今保の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、の自分の勤務先に近くなり、これからの生活にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は大福の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近く子育ての協力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は北区西古松の借家と玉野市の実家に居住していますが、12月に結婚することとなり、家財道具が増え住居が狭くなるため借家を退

去し、 の自分の勤務先に近くなり、これからの生活にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

2 2 番、申請人は北区久米の借家に家族 3 人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、 の妻の実家に近く子育ての協力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

2 3 番、申請人は北区田中の借家に家族 4 人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、 の妻の職場に近く、また の妻の実家にも近く子育ての協力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

2 4 番、申請人は大福の借家に夫婦 2 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、 の自分の勤務先への通勤時間が変わらず、これからの生活にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

2 5 番、申請人は東区政津の に家族 3 人で居住していますが、勤務先が北区野殿東町に異動になるため退去し、 の妻の実家に近く、これからの生活にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも福田地域センターから 3 0 0 メートル以内の 3 種農地と判断され転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 6 番、4 条申請 6 番と同時申請です。転用目的は農業用倉庫です。申請人が 4 条申請で自己所有地に農業用倉庫を建築するにあたり、必要な面積を確保するため、隣接の田を所有権移転し、併せて転用しようとするものです。

農地区分は、農地区分は、農地の広がりがある 1 0 ヘクタール以上の 1 種農地ですが、農業用施設であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 7 番、転用目的は農家住宅・農業用倉庫です。平成 2 4 年 1 1 月に農振除外済みの案件です。申請人は藤田の実家に両親を含め家族 6 人で居住し、約 4 5 アールを耕作する農業者ですが、夫婦で農業に専念するため田を所有する川張周辺で土地を探したが適地がなかったため、川張への通作に便利で、申請地近隣に弟家族が住んでいるため協力し生活できる父及び祖母所有の申請地を使用貸借し、農家住宅・農業倉庫及び車庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続して設置される住宅及び農業用施設に該当し、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、転用目的は分家住宅です。申請人は植松の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く、両親の面倒を看やすい父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 15番から28番までの14件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区28番までの28件ですが、7番を保留とし、27件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)についてはそのように決定いたします。

なお、5番は転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、9月28日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受けて、許可指令書を交付することとします。

議 長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 7ページ1番、転用目的は自己住宅で、当初は共有で所有権を取得する計画でしたが、金融機関からの借り入れの関係で、単独での所有権移転に変更するものです。建築物の変更はありません。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番の1件について審議した結果、問題なく承認意見としています。

- 議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 では、申請等（４）は承認と決定してよろしいでしょうか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 それではそのように決定いたします。
- 議 長 次に申請等（５）岡山市農用地利用集積計画の決定について、
所有権の移転、の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。
- 難波係長 ８ページ南区１番の１件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行
う売買事業です。今回は売り希望の出し手から財団へ所有権移転するもので
す。
- 計画内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしてい
ると考えられ、南区協議会では承認意見となっています。
- 議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 では、岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転、
については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 それではそのように決定いたします。
- 議 長 次に申請等（６）農地法第３条の３ 第１項の規定による届出に
ついての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。
- 難波係長 ９ページ中・中央地区１番から１２ページ南区１１番までの１１件で、権
利取得の事由、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、いずれもあっせん希望
はなしとなっています。
- 議 長 事務局から説明がありましたが、申請等（６）の１１件について
は、全件問題なく受理と決定してよろしいか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 それではそのように決定します。
- 議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。
- 原田副主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届、事務局長専決は、
１３ページ１番から１０番までの１０件で、転用目的は、分譲住宅地１件、露
天駐車場４件、賃貸住宅１件、長屋建て住宅・集合住宅３件、敷地拡張１件で、

専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届、事務局長専決は、１４ページ１番から１６ページ２１番までの２１件で、転用目的は、自己住宅７件、小規模多機能型居宅介護施設１件、分譲住宅地２件、敷地拡張３件、物置１件、露天駐車場２件、長屋建て住宅１件、宅地造成２件、露天資材置場１件、貸事務所１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、１７ページ１番から１８ページ４番までの４件です。解約理由は耕作目的で３件、転用目的で１件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、１９ページ１番と２番の２件で、内訳は農業用倉庫１件、農業用通路１件です。

次に報告（５）農地改良届は、２０ページ１番から７番までの７件で、目的は、果樹園２件、普通野菜畑４件、しいたけ栽培１件です。

次に報告（６）転用事業計画変更承認届は、２１ページ１番から４番までの４件で、変更事由は、承継者が一体開発するものが３件、権利を変更するものが１件です。

議長 これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。
全 員 異議なし。
議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。
続きますで、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 議題はなし（報告のみ）

- ・公務災害補償制度への加入について
- ・新体制に向けて委員の公募及び推薦にあたり、それぞれの地域で、新しい農業委員会制度（農業委員、農地利用最適化推進委員等）について、事務局から説明に出向く予定にしているのので、その際には調整等をお願いしたい。
- ・中間管理事業の実績と取組について総会后中間管理機構から説明がある。

議長 では以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他連絡事項が事務局ありますか。

事務局 ①次回総会予定（１０月１８日（火）ほっとプラザ３階研修室）

柴田代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 5 3 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員